



# 離婚したときの手続き

チェック	必要な手続き	手続きのしかた・手続きが必要な方	持参するもの	担当窓口
	戸籍の離婚届	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議離婚（夫婦間の話し合いによる離婚）は、証人（成人の方2名）の署名が必要です。</li> <li>調停・審判・和解・請求の認諾・判決離婚は、成立・確定した日から10日以内に届けなければなりません。</li> <li>離婚の日から3カ月以内に届け出ること、婚姻中の氏を称することができます。</li> <li>夫婦に未成年の子どもがいる場合は、どちらが親権者になるかを届書に記載する必要があります。なお、親権者を定めても子どもの戸籍は異動しませんので、別途届出が必要です（詳細は区役所戸籍住民課にお問い合わせください）。</li> <li>外国人の方は事前にお問い合わせください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調停離婚の場合は調停調書の謄本</li> <li>審判離婚の場合は審判書の謄本および確定証明書</li> <li>和解離婚の場合は和解調書の謄本</li> <li>請求の認諾離婚の場合は認諾調書の謄本</li> <li>判決離婚の場合は判決の謄本および確定証明書</li> </ul>	戸籍住民課 1階⑨番窓口

※以下の手続きは、該当する方のみが必要な手続きになります。該当する場合は忘れずに手続きしましょう。

住民票の住所変更	離婚届だけでは住民票の住所は変わりませんので、引っ越しされた方は別途手続きしてください。			
印鑑登録	姓の印鑑で登録していた方は、離婚届により姓が変更になると自動的に印鑑登録が廃止されますので、印鑑登録証を返還してください。名の印鑑で登録していた方は、姓が変更になっても、そのまま印鑑登録証を使用できます。			戸籍住民課 1階⑥⑦番窓口
マイナンバー（個人番号）カード	個人番号カードをお持ちの方で、氏の変更がある場合は、記載事項の変更が必要となります。住民登録のある市区町村役場の窓口で手続きしてください。			
国民健康保険の変更	国民健康保険加入者で世帯主が変わった場合や勤務先の健康保険の扶養からはずれ国民健康保険に新たに加える場合は手続きが必要になります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ</li> <li>他保険から脱退した場合は脱退証明書</li> </ul>		
後期高齢者医療の変更	姓が変わった方は新しい保険証が自動的に送付されますので手続きは不要です。			保険年金課 2階②番窓口
介護保険の氏名変更	65歳以上の方、または40歳以上65歳未満の方で要介護認定を受けている方は、新しい氏名の保険証を交付します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険証</li> </ul>		
国民年金の変更（加入されている方）	第1号被保険者の方（自営業・自由業・学生など）は、手続き不要です。第3号被保険者の方は種別変更の手続きが必要です。（厚生年金・共済年金の加入者の方は「その他の手続き」をご参照ください。）			保険年金課 2階③番窓口 または 札幌北年金事務所 北区北2-4西6 TEL 717-4115 または TEL 717-4112
国民年金の変更（受給されている方）	氏名や住所、支払機関が変更になる方は「年金受給権者氏名変更届」、「年金受給権者住所変更届」、「年金受給権者受取機関変更届」を提出していただく場合があります。詳しくは窓口へお問い合わせください（厚生年金受給者の方も同様です）。共済年金受給者の方についてはそれぞれの共済組合へお問い合わせください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカード、年金手帳、基礎年金番号通知書のうち、いずれかひとつ</li> </ul>		
児童手当	0歳から18歳到達後最初の3月31日までのお子様を養育している方は、受給者の変更や手当の新規受給の申請が必要な場合がありますので、窓口へお問い合わせください。（持参書類は後日提出可）	<ul style="list-style-type: none"> <li>請求者の口座が分かるもの</li> <li>請求者の健康保険情報が分かるもの</li> </ul>		保健福祉課 1階③番窓口

チェック	必要な手続き	手続きのしかた・手続きが必要な方	持参するもの	担当窓口
	児童扶養手当	離婚後に0歳から18歳到達後最初の3月31日までの（又は20歳未満の障がいのある）お子様を監護する母・父・養育者の方は、手当が支給される場合がありますので、早めに窓口へお問い合わせください。（所得制限があります）	<ul style="list-style-type: none"> <li>請求者の口座が分かるもの</li> <li>年金手帳</li> </ul>	
	特別児童扶養手当	変更手続きが必要になる場合がありますので、窓口へお問い合わせください。	（問い合わせください）	
	子ども医療費助成	変更手続きが必要になる場合がありますので、窓口へお問い合わせください。（所得制限があります）	<ul style="list-style-type: none"> <li>受給者証</li> <li>お子様の健康保険情報が分かるもの</li> </ul>	保健福祉課 1階③番窓口
	ひとり親家庭等医療費助成	対象となる方の具体的な内容は、窓口へお問い合わせください。（所得制限があります）	<ul style="list-style-type: none"> <li>親子の健康保険情報が分かるもの</li> <li>札幌市子ども医療費受給者証（お持ちの方）</li> </ul>	
	外国人高齢者・障がい者福祉手当の氏名変更	手当を受給されている方は、窓口へお申し出ください。		
	心身障害者扶養共済制度の氏名変更	姓が変わった方は届出が必要となります。	（問い合わせください）	
	重度心身障がい者医療費助成	変更手続きが必要になる場合がありますので、窓口へお問い合わせください。（所得制限があります）	<ul style="list-style-type: none"> <li>受給者証</li> <li>受給者の健康保険情報が分かるもの</li> </ul>	
	身体障害者手帳の氏名変更	姓が変わった方	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳</li> </ul>	
	療育手帳の氏名変更	姓が変わった方	<ul style="list-style-type: none"> <li>療育手帳</li> </ul>	
	特別障害者・障害児福祉・経過的福祉手当の氏名変更	手当の支給を受けていた方	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳・療育手帳・通帳（振込口座変更の場合）</li> </ul>	保健福祉課 1階①番窓口
	精神障害者保健福祉手帳の氏名変更	姓が変わった方	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者保健福祉手帳</li> </ul>	
	自立支援医療受給者証の変更	姓が変わった方（離婚に伴い健康保険に変更があった場合は変更申請が必要です。詳しくは窓口へお問い合わせください。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援医療受給者証</li> <li>健康保険証等</li> </ul>	
	特定医療費（指定難病）受給者証・特定疾患医療受給者証・ウイルス性肝炎の受給者証	変更手続きが必要になる場合がありますので、窓口へお問い合わせください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定医療費（指定難病）受給者証</li> <li>特定疾患医療受給者証</li> <li>ウイルス性肝炎の受給者証</li> <li>戸籍抄本または氏名変更が記載されている住民票</li> </ul>	
	小児慢性特定疾病医療受給者証の氏名変更	姓が変わった方	<ul style="list-style-type: none"> <li>小児慢性特定疾病医療受給者証</li> <li>お子様の健康保険情報が分かるもの</li> </ul>	健康・子ども課 (保健センター2階)
	母子父子寡婦福祉資金の貸付	母子父子寡婦福祉資金の貸付を必要とされる方は母子・婦人相談員にご相談ください。		
	医師・看護師・調理師などの免許証の氏名・本籍都道府県の変更	母または、本籍都道府県が変わった方	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種免許証</li> <li>戸籍抄本</li> <li>手数料（厚生労働大臣免許は収入印紙、北海道知事免許は北海道収入証紙）</li> </ul>	
	固定資産税納税義務者の氏名変更	札幌市内に固定資産を所有している方は、資産の所在する区を管轄する市税事務所にて氏名変更の手続きをしてください。（不動産登記の氏名変更については、「その他の手続き」をご参照ください）		西部市税事務所 西区寿似3条1丁目 コトニ3・1ビル2階 固定資産税課 土地 TEL618-3917 家屋 TEL618-3918
	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車の氏名変更	標識交付証明書の氏名変更が必要な方は、中央市税事務所軽自動車税係で手続きしてください。（郵送でも手続き可、HP参照）（125ccを超えるバイク・軽自動車・普通自動車は「その他の手続き」をご参照ください）	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転免許証などの身分証明書</li> <li>標識交付証明書</li> </ul>	中央市税事務所 中央区南3条西1丁目 331 中央市税事務所6階 軽自動車税係 TEL 596-6932